

産商第41号
平成26年8月22日

外市株式会社
代表取締役 西村 利男 様

京都市長 門川 大作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成25年12月27日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

外市本社ビル
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町27番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

来店客の車での来店を抑制し、公共交通利用促進に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況としては、店舗北側は四条通を隔てて店舗及び事業所、東側は東洞院通を隔てて事業所及び住宅、西側は店舗及び事務所、南側は住宅、店舗及び事務所が立地している。

また、当該店舗は、京都市が「歩くまち・京都」の実現を目指し、徒歩と公共交通を基本とした移動を実現すべき地域に隣接している。

今回の届出内容は、東洞院駐車場（1箇所）の契約が取りやめとなったことに伴う駐車場の位置の変更、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更である。

なお、駐車場の位置の変更については、東洞院駐車場に隣接する契約駐車場で東洞院駐車場の予測利用台数を収容可能であることから、当該店舗周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比べて大きく変化しないと判断し、法第6条第4項のただし書きによる軽微認定を行っている。

2 説明会の状況

大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づく説明会については、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づく説明会開催不要認定を行ったため、規則第11条第2項の規定に基づき届出等の要旨を掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画のうち、駐車場の位置の変更については既に軽微認定を行っている。

駐車場の出入口の数及び位置の変更については、東洞院駐車場及び隣接駐車場のいずれの入口も錦小路通に設けられており、来店経路は変更しないことから、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、車での来店を抑制し、来店客の公共交通利用促進に努めることが望まれる。